

外国人材の職業紹介事業ガイドスのご案内

国内での人手不足を受けて、外国人材を求職者とする職業紹介の数は年々増加しています。それに伴い、紹介会社と外国人材や外国の取次機関、さらに求人企業とのトラブルが増えたり、外国人材の定着にあたって様々な問題が発生したりといった課題も多く見られるようになりました。

令和6年度の「職業紹介事業者の適正化推進事業」では、このような課題に対応する力をつけるための「外国人材の職業紹介事業ガイドス」を実施します。ご都合に合わせて、「会場実施」の回と「オンライン（Zoom）実施」の回をお選びいただけます。講師は、行政書士の先生を中心に、社会保険労務士、職業紹介事業者、外国人支援団体スタッフ等、日頃それぞれの立場で、外国人の相談を多数受けていらっしゃる方ばかりです。お申込みの受付は令和6年10月10日（木）9時から、**参加費は無料**です。皆さまのお申込みをお待ちしております。

1. 日程・場所（会場実施《網掛け》）／Zoom実施 ※各日程とも時間は13時～16時45分

11/8	(金)	仙台	仙台商工会議所	1/7	(火)	Zoom	
11/15	(金)	Zoom		1/14	(火)	Zoom	
11/19	(火)	Zoom		1/21	(火)	Zoom	
11/21	(木)	東京	東京体育館	1/27	(月)	Zoom	
11/26	(火)	Zoom		1/29	(水)	広島	広島国際会議場
12/3	(火)	大阪	エルおおさか	2/4	(火)	Zoom	
12/10	(火)	Zoom		2/6	(木)	福岡	天神ビル
12/13	(金)	Zoom		2/14	(金)	Zoom	
12/16	(月)	Zoom		2/18	(火)	Zoom	
12/18	(水)	名古屋	ウインクあいち	2/25	(火)	Zoom	

2. 定員 会場実施、オンライン実施、ともに各回40名（先着順）

3. 内容 講義① 職業紹介従事者のための入管法等の知識について
講義② 外国人材の職業紹介に関する課題把握とその解決について
演習 グループディスカッション

テーマ① 在留資格及び入管法等に関するトラブル事例について

テーマ② 早期離職に関するトラブル事例について

講師（ファシリテーター）※2名で担当します

行政書士、社会保険労務士、職業紹介事業者、外国人支援団体職員

参加費
無料

申込フォーム



4. お申込み こちらのフォーム（Google フォーム）からお申込みください

<https://forms.gle/6sDQhQzRnPiTXLcU8>

※Google フォームをご利用いただけない場合はご連絡ください（TEL 03-3818-7011）。

5. その他 ・参加者にはオリジナルテキスト（冊子）をお渡します。

（テキストの電子データは11月1日以降、民紹協ホームページからダウンロードできます）

・参加者には後日「修了証（PDF ファイル）」をお送りします。

（事業報告書の「従業員教育」欄への記載時にご利用ください）

【開催】公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会（職業紹介事業者の適正化推進事業事務局）

113-0033 東京都文京区本郷 3-38-1 本郷信徳ビル 5階 TEL 03-3818-7011 Email info@minshokyo.or.jp

<https://www.minshokyo.or.jp/>

「外国人材の職業紹介事業ガイドンス」詳細

タイムテーブル(予定)

13:00~14:00	【講義】「職業紹介事業者のための入管等の知識について」 2024年改正の入管法等をはじめ、外国人材を求職者とする職業紹介従事者に必要な知識を、行政書士である講師が実例を交えてお話しします。
14:10~15:10	【講義】「外国人材の職業紹介に関する課題把握とその解決」 2024年7月に実施した、外国人材の職業紹介を行う事業者への調査結果等により課題を把握し、その解決方法を確認していきます。
15:20~16:45	【演習】グループディスカッション(事例研究) 及び 発表 テーマ① 在留資格及び入管法等に関するトラブル事例について テーマ② 早期離職に関するトラブル事例について 少人数のグループに分かれて、上記テーマに関する事例について、問題解決のためのアイデアを出していただきます。グループディスカッションの後は発表の時間です。グループで出されたアイデアを全体で共有し、多くのものを持ち帰っていただきます。

「外国人材の職業紹介に関する基礎知識 2024」

当ガイドンスのオリジナルテキストです。第1部現状編（調査結果）、第2部基礎知識編、第3部参考資料の構成になっています（全99頁）。

テキストは、11月1日以降、当協会のホームページからダウンロードできるようにしますが、ガイドンスに参加される方々には、製本されたものを会場または郵送（オンラインの回のみ）でお渡しします。

「外国人材の職業紹介に関する基礎知識 2024」抜粋

(1) 求人企業にとっての、外国人材雇用にあたってのネック（2つ選び回答）

すべての在留資格で多く挙げられているのが、「外国人材の日本語能力が低いこと」です。次いで、「技・人・国」では、13.6%が「在留資格によっては任せられる業務が限定されていること」を、特定技能では、28.4%が「思ったより費用（採用コスト、賃金）が掛かること」を、20.4%が「離職しやすいこと」を挙げています。

コラム 技能実習制度の廃止と育成就労制度の創設

2024年の入管法及び技能実習法の改正により、技能実習制度が廃止され、新たに育成就労制度が創設されることになりました（2027年からの施行が見込まれています）。

育成就労制度は、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とするものです。

新たな制度の創設に当たっては、①従前の技能実習制度について実態に即した見直しを行う、②一定の転職を認める、③キャリアパスを明確化し特定技能制度への円滑な移行を図るとともに日本語能力の向上の仕組みによる共生社会の実現を目指すという考え方の下に進められました。育成就労制度における③の考え方を整理すると図表2-11のとおりです。

図表 2-11 育成就労制度のキャリアパスと特定技能制度との関係

（就労開始時点で）A1(N5等)又は相当する講習受講
 ①A1(N5等)＋②技能検定基礎検定等合格を本人意図した転職の条件とする
 ③A2(N4等)＋②技能検定3級又は特定技能1号評価試験合格を移行の条件とする
 ④B1(N3等)＋②特定技能2号評価試験合格を移行の条件とする

コラム 日本語能力の評価についての新しい考え方

(1) 共通の考え方の必要性

在留外国人の増加・定住化の中で、来日当初の日本語のみならず、教育や就労に伴って必要となる多様な日本語が求められています。

そこで、国内外でさまざまな日本語検定試験が実施されていますが、試験が判定する日本語能力について共通の指標が必要になっています。2019年に施行された「日本語教育推進法」でも、効果的かつ適切な教育の実施が謳われ、文化審議会において「日本語教育の参照枠」が作成されました。これにより、今後は、現在民間で実施されている試験間での共通の参照基準となることが期待されています。

(2) 「日本語教育の参照枠」の整備

「日本語教育の参照枠」は、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習・教授・評価のための枠組みです。

ここでは、まず日本語能力の全体尺度として、5つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」）ごとに6つの熟達度（基礎レベル、自立レベル、熟達レベルに応じA1～C2の6つのレベル）で示し、活動・熟達度別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can Do）を示しています。

このような取組により、外国人が「読むこと」「書くこと」に偏らず、生活者として適切な日本語の教育・評価を受けられるようになることが期待されています。

【言語教育観の柱】

- 日本語学習者を社会的存在としてとらえる
- 言語を使って「できること」に注目する
- 多様な日本語使用を尊重する

【チェックした言語活動例】

言語活動	レベル					
	A1	A2	B1	B2	C1	C2
聞くこと	基礎段階の言語使用者	自立した言語使用者	熟達した言語使用者			
読むこと						
話すこと（やり取り）						
話すこと（発表）						
書くこと						

※レベルについて、JLPTとの対応付けは委託団体の集約データ、認定基準として、A2/N5に、A2/N5に、B1～C1/N3～N1に相当するとされています。